

かわさきくくみんかいぎ
川崎区区民会議

だい かい ちいき はぐく ぶかい しだい
第6回「地域を育むまちづくり部会」次第

にちじ へいせい ねん がつ にち げつ ごご じ ぶん
日時：平成26年12月22日（月）午後6時30分
ばしよ かわさきくやくしよ かい だい かいぎしつ
場所：川崎区役所7階 第1会議室

1 かいかい
開会

2 ぶかいちよう
部会長あいさつ

3 ぎだい
議題

- かだいかいけつ む とりく ほうこうせい しりよう
(1) 課題解決に向けた取組みの方向性について（資料1～5）
- へいせい 26 ねん どくみんかいぎ ふ おーらむ あん しりよう
(2) 平成26年度区民会議フォーラム（案）について（資料6）
- しんぎすけじゅーる しりよう
(3) 審議スケジュールについて（資料7）

4 そのた
その他

はいふしりよう
【配布資料】

- しりよう かだいかいけつ む とりく ほうこうせい
資料1：課題解決に向けた取組みの方向性について
- しりよう じしゅぼうさいそしき げんじよう
資料2：自主防災組織の現状について
- しりよう たく たとし さんこうじれい
資料3：他区・他都市の参考事例
- しりよう かわさきく じてんしゃたいさくじぎよう
資料4：川崎区の自転車対策事業について
- しりよう かわさきくくみんかいぎだい かいせんもんぶかいてきろく りようぶかい
資料5：川崎区区民会議第4、5回専門部会摘録（両部会）
- しりよう へいせい ねん どくみんかいぎ ふ おーらむ あん
資料6：平成26年度川崎区区民会議フォーラム（案）
- しりよう しんぎすけじゅーる
資料7：審議スケジュール
- べっし だい きかわさきくくみんかいぎ いんめいぼ
別紙1：第5期川崎区区民会議委員名簿
- べっし ざせきひよう
別紙2：座席表
- さんこうしりよう かわさきくくみんかいぎだい6かいせんもんぶかいしりよう ぎじろく
参考資料1：川崎区区民会議第6回専門部会資料（議事録）
- さんこうしりよう へいせい ねん どくみんかいぎこうりゆうかい かいさい
参考資料2：平成26年度区民会議交流会の開催について

しんぎてーま
審議テーマ1
 ぼうさいたいさく じゅうじつ
『防災対策の充実』
 さいがいはいっせいしよき ひつよう じょうほう の ぼうさい
 ◎災害発生初期に必要な情報のみを載せた防災
 まっぷ さくせい
マップの作成
 まい ぼうさいてあよう さくせい つう かぞくぼうさいかいぎ すいしん
 ◎マイ防災手帳の作成を通じた家族防災会議の推進
 じしゅぼうさいそしき かた けんとう
 ◎自主防災組織のあり方の検討



しんぎてーま かん おも いけん
審議テーマに関する主なご意見
 ①行政がつくる防災マップは種類や情報が多くわかりにくい。もっとシンプルなマップがあればいい。
 ②区全体レベルではなく、町会単位レベルくらいの詳細なマップがあるといい。
 ③防災手帳を作成し各自持ち歩くことで、いざというときに情報の手がかりとなるし、作成の過程が家族で防災について話し合うきっかけにもなる。また、自助力の向上にもつながる。
 ④区と町会、町会同士、町会と防災組織など各団体が連携できる体制づくりが必要である。
 ⑤災害時要援護者の支援方法についても検討が必要である。

だい かいぜんたいかい だ いけん
第2回全体会で出されたご意見
 ①自助についてどのように市民に意識づけをするかが重要で、できれば防災手帳を全世帯に配布してほしい。
 ②家族で話し合うときに、女性、高齢者、乳幼児がいるかどうかで取組内容が変わると思う。
 ③外国人市民に向けた防災の取組の一環として、マイ防災手帳についても外国人市民への活用も視野に入れて進めてほしい。

しんぎてーま
審議テーマ2
 こ あそ ば
『子どもの遊び場づくり』
 こ じゆう しぜん ば
 ◎子どもが自由に自然にふれあえる場の確保・創出
 こうえん かんりうんえい かた けんとう
 ◎公園の管理運営のあり方の検討
 きんしじこう せいり
 (禁止事項の整理など)



しんぎてーま かん おも いけん
審議テーマに関する主なご意見
 ①近年は子どもが気軽に遊べる場所が少なく、公園も規制が厳しくなっている。
 ②公園によって設置されている設備も異なるし、規制やルールも異なる。公園の特徴や目的に合わせて戦略的に整備していく必要がある。
 ③区内に夢パークのような自然にふれあえる公園やビオトープが併設された公園をつくりたい。
 ④公園は子どもの遊び場であるとともに、自然を学ぶ場所であり、災害時での活用や交流の場でもある。
 ⑤公園を役割に合わせた整備が必要である。特に、富士見公園は整備が必要で、区だけでなく地域住民みんなで管理していくことも大切だと思う。

だい かいぜんたいかい だ いけん
第2回全体会で出されたご意見
 ①家の周りの公園はほとんどボール遊びが禁止になっていて場所を探さなくては行けない。
 ②子どもが集まる場所にはお年寄りも多く集まる。世代間交流という意味でも進めて欲しい。
 ③公園法などの法律も絡むため、様々な検討が必要であると思う。
 ④地域にとって公園は非常に大切な場所である。あり方を見直すことは重要である。
 ⑤賑わっている公園と寂れている公園の差が激しい。寂れている原因を調査してもよいのでは。

しんぎてーま
審議テーマ3
 こうつうあんぜんたいさく すいしん
『交通安全対策の推進』
 じてんしゃまな こうじょう けんとう
 ◎自転車マナー向上の検討



しんぎてーま かん おも いけん
審議テーマに関する主なご意見
 ①スマートフォンを操作しながらの運転や傘を差しながらの運転など、「ながら運転」が危険である。
 ②中高生の二人乗りをよく見る。
 ③最近では自転車事故でも命に関わるし、多額の賠償金を払わなければいけない事例もある。

だい かいぜんたいかい だ いけん
第2回全体会で出されたご意見
 ①自転車盗難に対する犯罪防止対策を加えて欲しい。自転車盗難が川崎区は多い。

め もらん げんじょう くだいせいり くみんかいぎ とく ほうこうせい ひつようせい
 メモ欄 (現状の課題整理、区民会議での取組みの方向性、必要性など)

自主防災組織の現状について

1 自主防災組織とは

…「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識を持ち、住民同士が助け合って災害に備え、活動する組織です。

○概ね町内会ごとに組織（町内会≒自主防災組織）。マンションの管理組合等で独自に結成している組織もあり。

○区内 106 組織（平成 26 年 12 月現在）

（参考）～大きな災害ほど地域の助け合いが必要です～

- ・大災害が発生した場合、災害発生直後は、消防や警察等の防災関係機関が行える活動には限界があります。

- ・地域での助け合いなしに大きな災害を乗り越えることはできません。いざという時、真っ先に助け合うことができるのは「向こう三軒両隣」といわれる隣近所や地域の方々です。

- ・東日本大震災等、過去の大災害では日頃からの住民同士の結びつきが強い地域ほど安否確認や避難所運営等の応急・復旧への活動がうまくいったといわれています。

- ・市では隣近所や町内会などの地域コミュニティがもつ「人と人とのつながり」や「即応性」を重視して地域の災害に備える活動を支援します。

2 自主防災組織の役割（資料参照）

3 区内自主防災組織の活動

○防災訓練（消火訓練、救命救護訓練、給食給水訓練、煙体験、起震車体験等）

訓練回数 平成 24 年度：のべ 60 組織、39 回

平成 25 年度：のべ 90 組織、35 回



※こんな工夫をしている組織も…

○訓練方法の工夫

- ・マンション各世帯の安否確認のためベランダからハンカチを掲げる。
- ・緊急時の避難のためのベランダ隔壁材踏破体験。
- ・ボーイスカウト等に参加を依頼。
- ・数町会単位（地区町内会連合会等）での合同訓練の実施。

○防災マップの作成

- ・町内会で津波発生時の一時避難場所を確保し、マップを作成してイベント等で配布。

○見守りのアイデア

- ・民生委員 4 名、町会三役 4 名、各区長 5 名（1～5 区）、福祉厚生部 5 名、社会福祉協議会 10 名、老人会、子供部…等により見守りの組織を結成。夏季・冬季に自作品を配布しつつ安否確認。

※活動の活発な組織とあまり積極的でない組織との間に関きがあることが課題。

4 自主防災組織への支援について

○川崎市では以下の制度によって自主防災組織の活動支援を行っています。

（1）川崎市自主防災組織活動助成金

…自主防災組織が防災訓練及び防災知識の啓発活動を通じて、防災に関する地域住民の連帯感を高め、災害の発生の際にその機能を十分発揮できるよう平常時における組織活動を促進するため交付する助成金。

（2）川崎市自主防災組織防災資器材購入補助金

…自主防災組織が防災活動を行う上で必要な防災資器材を購入する際、購入額の 1/2 の額を交付する補助金。

○地域の防災意識向上のための区での取り組み

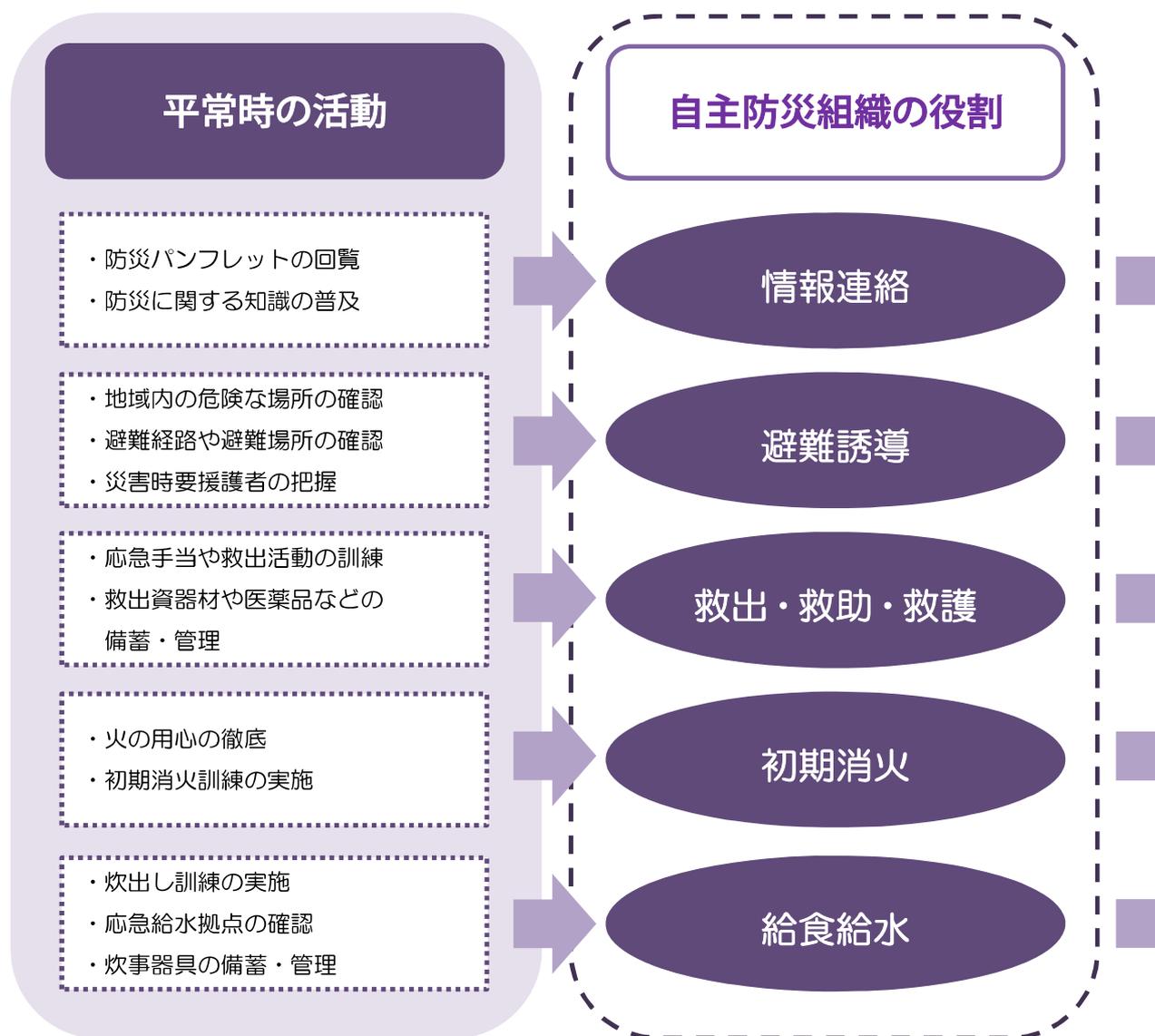
- ・自主防災組織リーダー等養成研修会（年 1 回）
- ・防災講演会（年 1 回）
- ・中学校区単位での避難所開設訓練（平成 25 年度）
→今年度以降、小学校単位で実施
- ・その他、各種イベント等での啓発冊子等配布

自主防災組織の役割

災害に備えて役割を分担しましょう

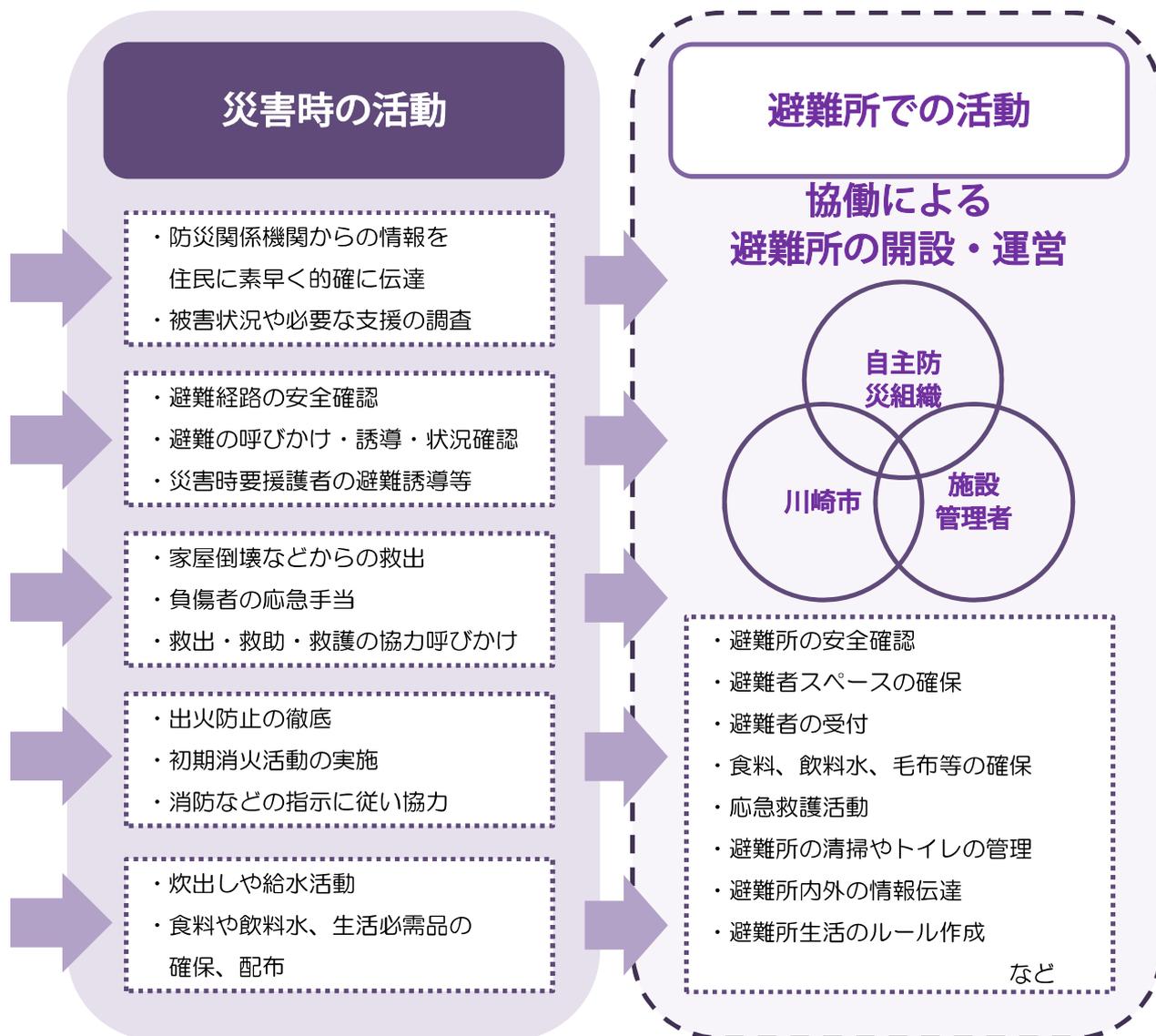
災害時には、隣近所や町内の班など、地域に密着した住民の集まりの中でお互いに助け合うことが大切です。自主防災組織は、隣近所や班などを取りまとめ、地域住民が一体となって平常時の防災活動や災害時の助け合いに取り組む組織です。町内会や自治会などの地域コミュニティを母体として自主防災組織を結成しましょう。

日頃からの災害への備えに加え、特に災害発生直後にはさまざまな活動が必要です。自主防災組織には、情報連絡・避難誘導・救出救護・初期消火・給食給水など地域を守るための役割があります。



自主防災組織を結成したら、地域の力を発揮できるように活動内容や役割分担に応じた活動班を編成しましょう。それぞれの活動班には班長をおき、町内やマンション内等の住民が役割を分担して、皆さんが積極的に自主防災活動に参加できるような仕組みを話し合しましょう。

水害や地震のほか、市内には土砂災害や津波などのおそれがある地域もあります。地域の実情に応じた活動内容や役割分担を考えましょう。



災害時要援護者避難支援制度の取組事例

1 支援組織概要

組織名：鋼管通2丁目町内会（川崎区） 世帯数：約240世帯

2 取組概要

町内会の地域内に住む方々を対象に、「災害時の避難情報の把握」、「孤独死の防止」、「日常の隣近所の目配り・気配り活動」を通じ、暮らしの安全・安心を確保していく取り組みを実施しています。この取組の中で、「災害時要援護者避難支援制度」の登録者の見守りや避難支援を進めています。

3 取組経過

地域の高齢化などが進む中で、地域住民が安心して暮らせる環境作りが課題となっていました。以前から、高齢者などの日頃の見守りや災害時の安否確認、日常生活における簡単な手伝い（電球の交換や家具の移動など）などを、本人からの要望に基づき随時町内会役員等で対応していました。

地域全体で要援護者の見守りなどを更に推進するため、平成24年1月に町内会独自の取組として「見守り・助け合いネットワーク」を立ち上げ、全戸アンケート調査を実施し、日頃の見守りや災害時の支援などを希望する方（登録者）を募りました。併せて、近隣の方に支援者となってもらい、同年6月から見守り活動等を開始しました。

4 取組詳細

1 登録者数・・・約70名

*一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、障害者世帯、災害時要援護者避難支援制度登録者など、「見守り・助け合いネットワーク」の登録者数です。

2 支援者

*登録者全員が、お互いできる範囲で安否確認や日頃の見守り活動等を実施することになっています。また、町内会役員や民生委員などが、各グループでの活動がスムーズに行えるように支援等を行っています。

3 取組方法

(1)町内会を14グループに分けて、各グループの中で支援者を決めて日頃の見守り活動を実施しています。

*日常生活に支障がない登録者は、支援者として日頃の見守りや災害時の安否確認なども実施しています。

(2)町内会役員、民生委員などで月2回の定期訪問を実施しています。

(3)災害発生時の安否確認等を実施します。

<日頃の見守り活動>

日頃の付き合いを通じた見守り活動を行う中で、状況変化（例：新聞がたまっている。カーテンが常時閉まっているなど）があった場合に、町内会役員に連絡し安否確認等の対応を行うことにしています。

<定期訪問>

- ・町内会役員、民生委員、婦人会会長、老人会会長など4～5名で、月2回（10日、25日）訪問を実施しています。留守の場合は、連絡票を置いています。
- ・訪問時、健康状態や日常生活における簡単な手伝いの必要の有無を確認し、要望があった事項については、できる限り町内会で対応するようにしています。

<災害発生時の対応>

- ・各グループで安否確認を実施し、町内会役員へ要援護者の安否情報を報告します。
- ・避難支援や救急搬送が必要な場合は、警察署や消防署に連絡をとるなどの対応を行います。

5 他団体との連携

<民生委員>

- ・初回訪問や月2回の定期訪問を協力して実施しています。

<地域包括支援センター>

- ・町内会で高齢者の方を対象にしている「ふれあい会食」へ参加をしてもらうなどして、日頃から顔の見える関係を構築しています。
- ・日頃の見守り活動などで、要援護者が体調を崩し居宅生活が困難になっている場合などに連絡し、対応を依頼しています。

<日本鋼管病院>

- ・年1回、日本鋼管病院で実施している防災訓練に町内会で参加し、要援護者・傷病者の移動訓練を実施しています。

6 工夫している点

- ・日頃からの地域住民のつながりがあって、はじめて災害時の対応も可能という考えから、平常時からの見守り活動を中心に進めています。
- ・見守り等の実施に当たっては、地域を14にグループ化し、近隣住民同士が日頃の付き合いの中で無理なく行える範囲としています。また、支援者については、予め特定の登録者（要援護者）を定めて対応するのではなく、各グループ全体で対応することにしています。
- ・取組開始時に、登録者（要援護者）と支援者の顔合わせを兼ねて、グループ毎に説明会を開催し交流を図りました。
- ・町内会未加入者も町内会加入者と同様に対応しています。未加入者に対しては、これら取組を通じ町内会活動の理解を深めてもらった上で、町内会への加入をお願いしています。

7 取組成果

- ・日頃の見守り活動等を通じ、登録者（要援護者）の状況把握ができるようになりました。また、グループ内の複数の方が情報共有することで、災害時においても速やかな対応が可能となっています。
- ・定期訪問を通じ、登録者（要援護者）に対して直接町内会のイベント等の案内も可能となり、参加者の向上にもつながっています。

8 その他



<定期訪問状況>



<グループ毎の説明・交流会>



<日本鋼管病院と近隣6町内会合同の避難訓練>

他区・他都市の参考事例

1 宮前区プレーパーク（川崎市宮前区）【子どもの遊び場の事例】

宮前区では、第2期区民会議からされた提案のうち、「冒険遊び場」に関する事業を進めています。

【事業の趣旨】

公園を次世代育成や地域コミュニティの場として活用していくため、地域の人達が中心になって立ち上げる冒険遊び場活動を区役所が支援することで、冒険遊び場を区内に広めていく

【区役所の支援体制】

こども支援室、道路公園センター、地域振興課、企画課、生涯学習支援課（市民館）

【支援メニュー】

相談・情報提供、試行開催のサポート、団体登録、開催グッズの貸与、必要物品の貸出、地域人材の紹介、冒険遊び場の普及・啓発、グループ同士の交流の支援

宮前区冒険遊び場のモットー

- ・自分の責任で自由に遊ぶ
- ・ケガと弁当は自分持ち
- ・最後はいつもの公園に戻す

《これまでの取り組み》

- ・平成22年度は、「宮前区冒険遊び場支援検討委員会」を立ち上げ、宮前区における冒険遊び場のルールと行政支援のあり方を検討し、検討委員会の委員が自らモデル事業を企画・実施し、必要な支援メニューを検証した。
- ・平成23年度は、「宮前区冒険遊び場活動支援要綱」を施行し、区民主体の「冒険遊び場支援委員会」を立ち上げた。また、シンポジウムや講座を開催した。
- ・近年では、「出張冒険遊び場」やシンポジウム等を行っている。



2 ひまわりリング（江戸川総合人生大学）〔交通安全の事例〕

「ひまわりリング」は、江戸川総合人生大学の江戸川まちづくり学科第6期生のグループ活動で、自転車事故を1件でも減らすことを目標に熟年者や幼児とその保護者を対象に、「自転車のルールやマナー」を楽しく自然に覚えてもらえるよう寸劇や紙芝居を使って普及活動を行っています。

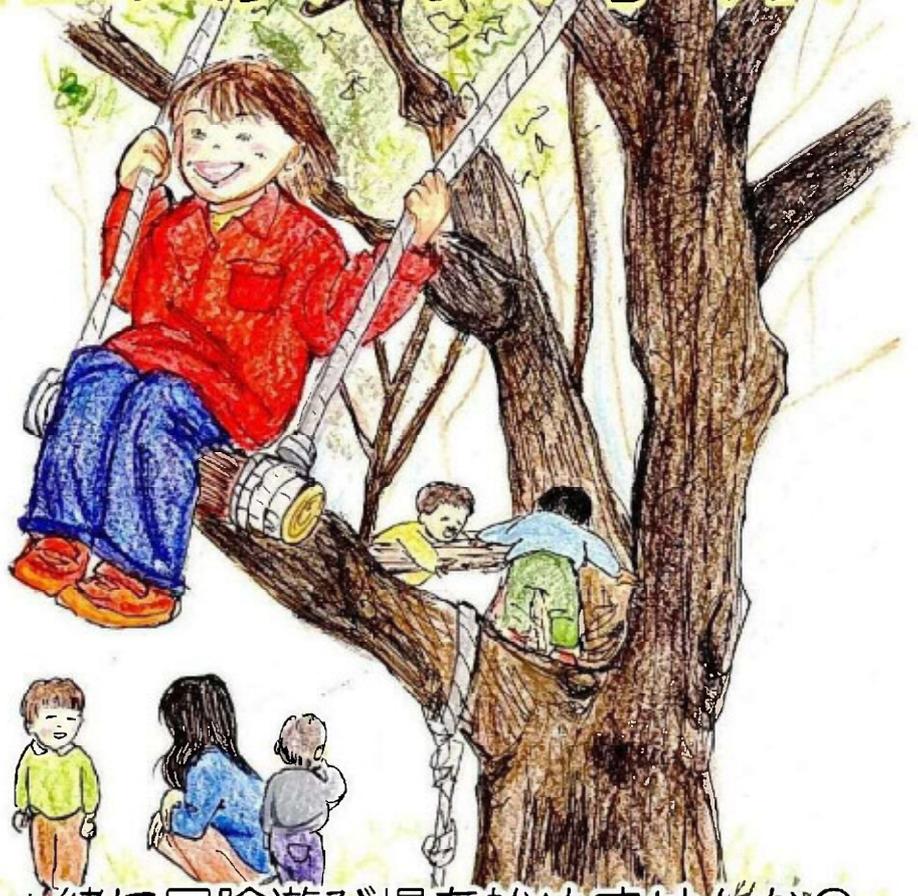
- 平成24年度は、「交通安全講習会」「自転車競技大会」「自転車ルールの寸劇」「指人形劇」などを実施し、また、交通功労者として警視庁葛西警察署及び葛西交通安全協会から表彰された。
- 平成25年度は、外国人向けの出前講座などを行った。
- 平成26年度には、事故防止寄与団体として表彰された。





宮前区 冒険遊び場 活動支援事業

子どもも 大人も
もっともっと外遊び



一緒に冒険遊び場を始めませんか？

宮前区役所
こども支援室



宮前区の冒険遊び場は…

宮前区冒険遊び場活動支援事業は、第2期区民会議の公園・地域づくり部会から出された提案のひとつ「冒険あそび場をひろめよう！」を受けてスタートした事業です。この事業は、公園を次世代育成の場や地域コミュニティの場として活用していくことを目的とするもので、地域の人達が中心になって立ち上げる冒険遊び場活動を、区役所が支援していくものです。

宮前区の冒険遊び場が目指すもの

子どもは日々成長しています。歩けるようになる、背が伸びる、話を始める、友達ができる、学校に行く…。日々、新しいものと出会い、見て、触れて、そのものを知り、自分をも知って行く。子ども達にとって遊びとは生きることそのもの、そして未知なる世界へのワクワクドキドキする挑戦なのです。そんな挑戦にはケガや失敗も欠かせません。

ところが、失敗すると責任追及が始まる現代の風潮のなかで、幼稚園や学校、公園などでも「ケガや失敗がないこと」が最優先され、子どもは大人の「～してはいけない」「～するべきだ」という指導やサービスの対象となり、挑戦するワクワクドキドキや成長のために必要な「ケガや失敗」からも遠ざけられています。

誰かにやらされるのではなく「やってみたい」という自分の気持ちからやることだから、ケガや失敗などの結果も自分で引き受け、成長のための経験とすることができます。これが冒険遊び場のモットー「自分の責任で自由に遊ぶ」に込められた思いです。

そして、このモットーを掲げることで、子ども達が冒険遊び場で「やりたい」ことをやってみる、ありのままの自分でいられることを、遊び場に関わる大人が保証していきます。冒険遊び場の遊びが必ずしも危険な遊びである必要はありません。大がかりな遊具がなくても、冒険遊び場のモットーに共感した大人たちが集えば、そこはもう冒険遊び場です。宮前区で育つ子ども達が冒険遊び場で経験豊かな子ども時代を過ごすことができれば、それは地域の大人から子ども達への何よりの贈り物ではないでしょうか。そして、それは大人にとっても冒険遊び場を通じた人とのつながりという大きなお返しにもなるでしょう。

また、宮前区の冒険遊び場は公園という公共の場を使って開催することから、終了後はきちんと片付けて、いつもと同じ公園に戻します。直接冒険遊び場に関わりがない人にも気持ちよく受け入れてもらえる遊び場を目指します。

宮前区冒険遊び場のモットー

- ・自分の責任で自由に遊ぶ
- ・ケガと弁当は自分持ち
- ・最後はいつもの公園に戻る



区役所と冒険遊び場支援委員会の支援メニュー

宮前区内に冒険遊び場活動が広まっていくよう、区役所と冒険遊び場支援委員会ではいろいろな支援メニューを用意しています。あなたも冒険遊び場を始めてみませんか？

■ 試行開催のサポート

初めて冒険遊び場活動を始めるグループは、まずは一度、試行的に冒険遊び場をやってみることが大事でしょう。そこで、区役所と冒険遊び場支援委員会が試行開催をサポートします。事前のレクチャーを受けた後、実際に冒険遊び場をやってみるため、遊び場の企画から広報チラシの作成、地域への周知、そして冒険遊び場の開催まで一連の流れをサポートを受けながら体験し、活動に必要なノウハウを学ぶことができます。

■ 団体登録とグッズの貸与

試行開催を終えて団体登録をすると、登録証がもらえ、グループの名前・活動場所・活動日時などが区のホームページに掲載されます。また、「宮前区冒険遊び場」の登り旗と「冒険遊び場の掟」の横断幕を借りられます。冒険遊び場を開催するとき公園に掲示しておけば、区役所との協働事業であることを対外的にアピールできます。



■ 開催に必要な物品の貸出

いろいろな道具や工具などがあると冒険遊び場はより楽しくなります。でも、最初から多くの道具を揃えたり、大型の道具を保管したりするのは大変ですよね。そこで、団体登録を受けたグループには、冒険遊び場でよく使う基本セットや大型の道具類を貸し出します。

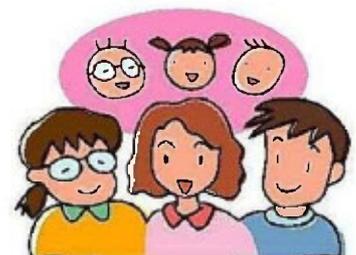


■ 地域人材の紹介

子どもの頃に冒険遊びをして育ったシニア世代、ロープを使った遊びや焚き火の扱い、工具を使ったものづくりなどが得意な子ども会のメンバーや青少年指導員など、地域には多くの人材がいます。少し手伝ってもらって遊び場に花を添えたり、その技術を学んでグループのスキルアップをしたりできるよう、相談に応じて地域の人材を紹介します。

■ 活動グループ同士の交流の支援

同じ冒険遊び場活動を行うグループ同士が集まる場合は、単なる交流だけでなく積極的な情報交換やお互いのスキルアップのためにも有意義でしょう。区役所も、そのような活動グループ同士の交流を支援します。

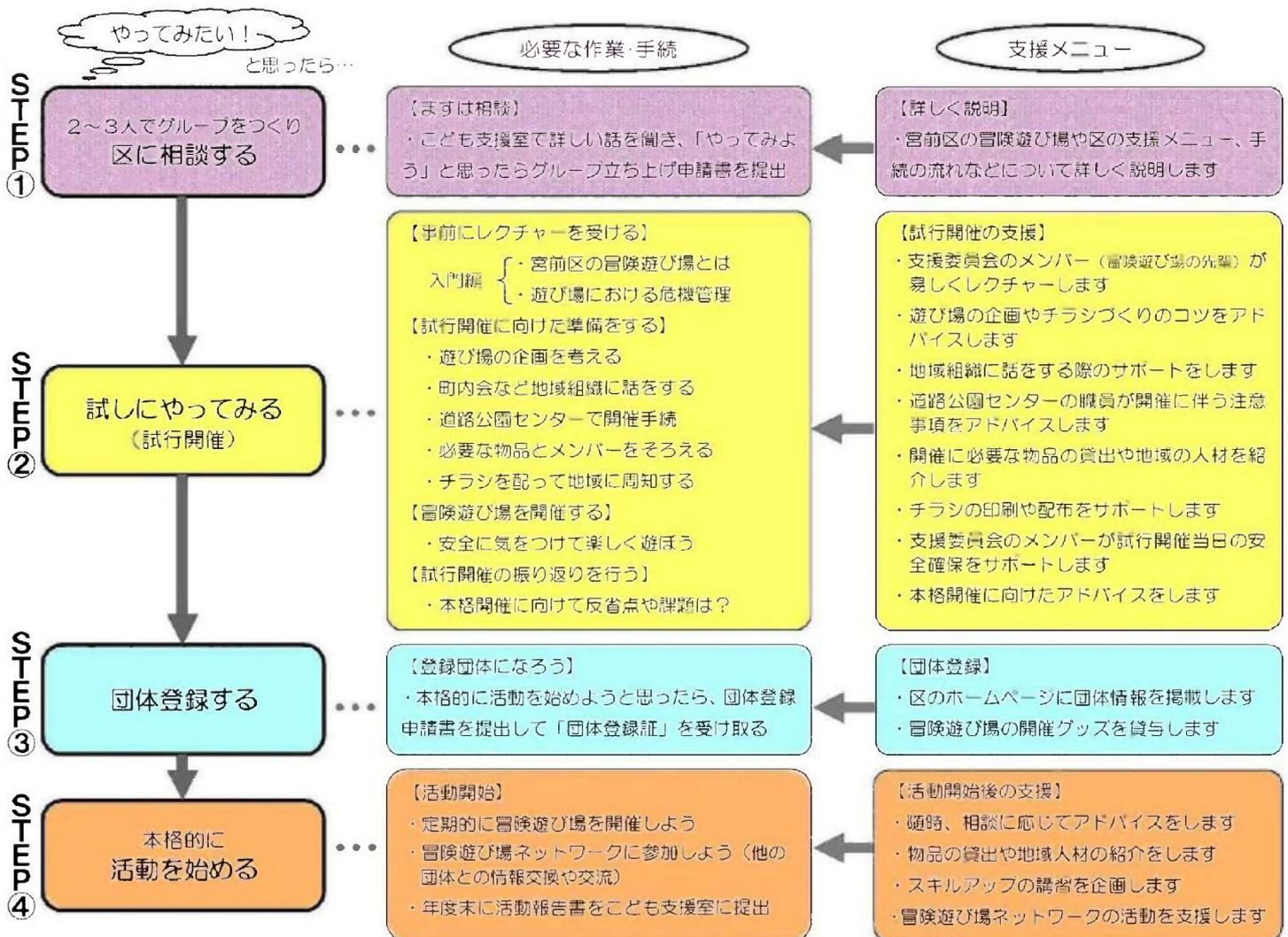


冒険遊び場の実施に向けた手続の流れと支援メニュー

実際に冒険遊び場を始めるまでの作業や手続の流れは次のとおりです。

区役所と冒険遊び場支援委員会のサポートを受けながら実際に冒険遊び場を開催してみること
で、本格的な活動開始に向けた具体的なノウハウや自信を身に付けることができます。

活動開始までに要する期間は、概ね1～2ヶ月程度です。これまでに類似の活動を経験したことのあるグループはSTEP②を省略することもできるので、お気軽にご相談ください。



ご相談、お問い合わせは…

宮前区役所子ども支援室（地域子ども支援）

TEL：856-3118 FAX：856-3171

E-mail：69kodomo@city.kawasaki.jp

